

## No 1 指導医資格取得支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">平成 31 年度指導医資格取得支援事業費補助金交付要綱（案）</p> <p>（趣旨） 第 1 条 （略）</p> <p>（補助目的及び補助対象事業） 第 2 条 一般社団法人高知医療再生機構（以下「機構」という。）は、高知県内の医師の教育関連施設の増加及び若手医師の指導体制を充実するため、専門医の資格を有する医師が、医師の「新しい専門医の仕組み」の基本領域およびサブスペシャルティ領域（<u>別表 1</u>）の指導医の資格取得を目指して行う活動（以下「補助対象事業」という。）に対して、予算の範囲内で補助を行う。</p> <p>（補助申請者の要件） 第 3 条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。ただし、この要綱に基づく補助金を受けることのできる回数は、同一医師につき 2 回（2 事業年度）を限度とする。 （1）高知県内の医療機関に在籍し、<u>平成 31 年</u> 3 月 31 日現在で専門医資格を取得後 2 年以上経過しており、当該専門分野の臨床経験を有する者で、その指導医資格の取得を目指す者 （2）、（3） （略）</p> <p>（補助対象経費等） 第 4 条 補助対象事業に関する補助対象経費、補助率及び補助限度額は、<u>別表 2</u>のとおりとする。 2 機構が行う補助の額は、<u>別表 2</u>に定める補助対象経費の実支出額と補助限度額とを比較して少ない方の額とし、千円未満は切り捨てる。</p>	<p style="text-align: center;">平成 30 年度指導医資格取得支援事業費補助金交付要綱</p> <p>（趣旨） 第 1 条 （略）</p> <p>（補助目的及び補助対象事業） 第 2 条 一般社団法人高知医療再生機構（以下「機構」という。）は、高知県内の医師の教育関連施設の増加及び若手医師の指導体制を充実するため、専門医の資格を有する医師が、医師の「新しい専門医の仕組み」の基本領域およびサブスペシャルティ領域（<u>別図</u>）の指導医の資格取得を目指して行う活動（以下「補助対象事業」という。）に対して、予算の範囲内で補助を行う。</p> <p>（補助申請者の要件） 第 3 条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。ただし、この要綱に基づく補助金を受けることのできる回数は、同一医師につき 2 回（2 事業年度）を限度とする。 （1）高知県内の医療機関に在籍し、<u>平成 30 年</u> 3 月 31 日現在で専門医資格を取得後 2 年以上経過しており、当該専門分野の臨床経験を有する者で、その指導医資格の取得を目指す者 （2）、（3） （略）</p> <p>（補助対象経費等） 第 4 条 補助対象事業に関する補助対象経費、補助率及び補助限度額は、<u>別表</u>のとおりとする。 2 機構が行う補助の額は、<u>別表</u>に定める補助対象経費の実支出額と補助限度額とを比較して少ない方の額とし、千円未満は切り捨てる。</p>

新	旧
<p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書（第1号様式）に係る書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、<u>平成31年</u>4月1日から<u>平成32年</u>3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から<u>平成32年</u>3月31日の範囲内とする。</p> <p>(補助事業者の決定)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(概算払等)</p> <p>第8条 理事長は、補助事業者から求めがあり、かつ、補助の目的を達成するために必要があると認められるときは、概算払をすることができる。</p> <p>2 <u>補助事業者は、前項の規定に基づき</u>補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（第4号様式）を理事長に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>補助事業者は、概算払の請求</u>を行わなかった場合、又は、概算払を受けたが、その額が決定通知書（第2号様式）に記載された補助決定額を下回っている場合、第10条<u>第1項</u>に定める実績報告書の提出と併せて、補助金請求書（第5号様式）を提出しなければならない。なお、第10条<u>第1項</u>で定める期間内に補助金請求書（第5号様式）の提出を行わない場合は、理事長は第1項に基づき既に行った概算払を除いて補助金の交付を行わない。</p> <p>(振込口座等)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書（第1号様式）に係る書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、<u>平成30年</u>4月1日から<u>平成31年</u>3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から<u>平成31年</u>3月31日の範囲内とする。</p> <p>(補助事業者の決定)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(概算払等)</p> <p>第8条 理事長は、補助事業者から求めがあり、かつ、補助の目的を達成するために必要があると認められるときは、概算払をすることができる。</p> <p>2 補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（第4号様式）を理事長に提出しなければならない。</p> <p>3 概算払の<u>申出</u>を行わなかった場合、又は、概算払を受けたが、その額が決定通知書（第2号様式）に記載された補助決定額を下回っている場合、<u>補助事業者は、</u>第10条に定める実績報告書の提出と併せて、補助金請求書（第5号様式）を提出しなければならない。なお、第10条で定める期間内に補助金請求書（第5号様式）の提出を行わない場合は、理事長は第1項に基づき既に行った概算払を除いて補助金の交付を行わない。</p> <p>(振込口座等)</p> <p>第9条 (略)</p>

新	旧
<p>(実績報告の提出及び補助の確定)</p> <p>第 10 条 補助事業者は、補助対象事業完了の日から 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日までのいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書（第 6 号様式）に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 理事長は、前項の補助対象事業実績報告書及び関係書類を確認し、補助事業者に対する最終補助確定額を決定する。</p> <p>3 <b>理事長は、</b>最終補助確定額が第 8 条第 1 項に基づき行った概算払による補助額を下回っている場合、第 8 条第 3 項に定める補助金請求書の提出の有無にかかわらず、概算払の額と最終補助確定額との差額を補助事業者に対して返還を求めなければならない。</p> <p>4 <b>理事長は、</b>最終補助確定額が第 8 条第 3 項に定める補助金請求書に記載された今回請求額又は補助金請求書に記載された既交付額と今回請求額の合計額を下回っている場合、最終補助確定額又は最終補助確定額から補助金請求書に記載された既交付額を控除した額を補助事業者に交付する。</p>	<p>(実績報告の提出及び補助の確定)</p> <p>第 10 条 補助事業者は、補助対象事業完了の日から 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日までのいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書（第 6 号様式）に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 理事長は、前項の補助対象事業実績報告書及び関係書類を確認し、補助事業者に対する最終補助確定額を決定する。</p> <p>3 最終補助確定額が第 8 条第 1 項に基づき行った概算払による補助額を下回っている場合、第 8 条第 3 項に定める補助金請求書の提出の有無にかかわらず、<u>理事長は</u>概算払の額と最終補助確定額との差額を補助事業者に対して返還を求めなければならない。</p> <p>4 最終補助確定額が第 8 条第 3 項に定める補助金請求書に記載された今回請求額、又は、<u>補助金請求書に記載された既交付額と今回請求額の合計額を下回っている場合、理事長は</u>最終補助確定額又は最終補助確定額から補助金請求書に記載された既交付額を控除した額を補助事業者に交付する。</p>
<p>(交付決定の取消・返還)</p> <p>第 11 条 <b>理事長は、補助事業者が</b>補助の条件に従わなかったとき、又は、補助金の不正使用若しくは不正受給があったとき、その他補助対象事業において不正行為があったと認められた場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(交付決定の取消・返還)</p> <p>第 11 条 補助の条件に従わなかったとき、又は、補助金の不正使用若しくは不正受給があったとき、その他補助対象事業において不正行為があったと認められた場合は、<u>理事長は、</u>補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(その他)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、<u>平成 31 年 月 日</u>から施行する。  <u>平成 31 年度</u>補助額は、<u>平成 31 年 9 月を目途</u>に決定する。  9 月までに請求できる概算払額は、補助額(予定)の <u>2分の1</u> を上限と</p>	<p>(その他)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、<u>平成 30 年 4 月 1 日</u>から施行する。  <u>平成 30 年度</u>補助額は<u>平成 30 年 9 月</u>に決定する。  9 月までに請求できる概算払額は補助額(予定)の <u>1/2</u> を上限とす</p>

新

旧

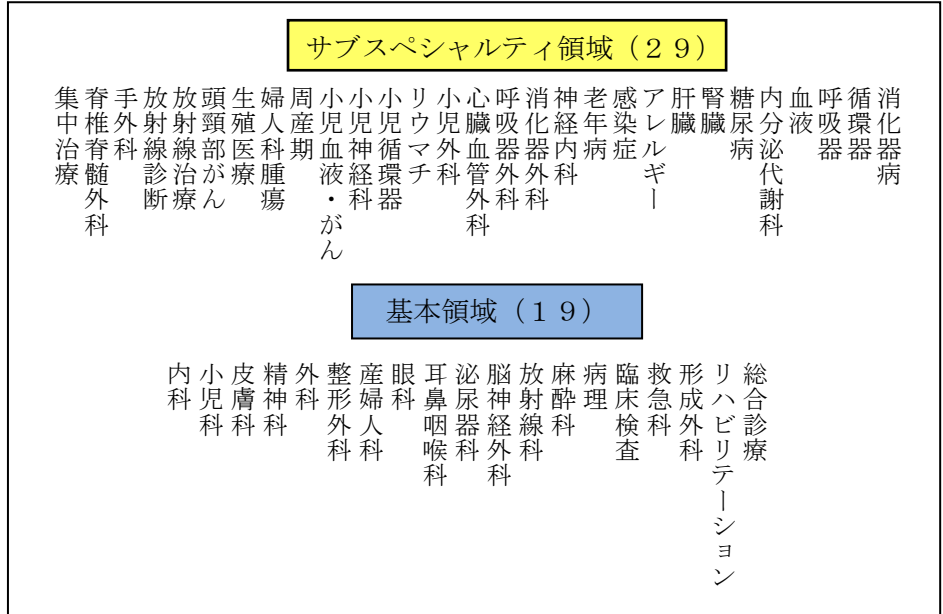
する。

る。

(別表 1)

(別図)

基本領域		サブスペシャリティ領域		
内科	麻酔科	消化器病	消化器外科	放射線治療
小児科	病理	循環器	呼吸器外科	放射線診断
皮膚科	臨床検査	呼吸器	心臓血管外科	手外科
精神科	救急科	血液	小児外科	脊椎脊髄外科
外科	形成外科	内分泌代謝科	リウマチ	集中治療
整形外科	リハビリテーション	糖尿病	小児循環器	乳腺外科
産婦人科	ョン	腎臓	小児神経科	内分泌外科
眼科	総合診療	肝臓	小児血液・がん	消化器内視鏡
耳鼻咽喉科		アレルギー	周産期	がん薬物療法
泌尿器科		感染症	婦人科腫瘍	
脳神経外科		老年病	生殖医療	
放射線科		神経内科	頭頸部がん	



(別表 2)  
(略)

(別表)  
(略)